

## 大桑村空き家情報バンク設置要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、大桑村内の空き家の有効活用を通して定住促進による地域の活性化を図るため、大桑村空き家情報バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 大桑村内に存する空き家・空き店舗（空き家・空き店舗になる予定のものを含む。）及び空き地（宅地及び宅地として転用可能な土地に限る。）をいう。
- (2) 所有者等 当該空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 定住等 大桑村へ移住による定住、二地域拠点生活などを行うことをいう。
- (4) 空き家登録者 第5条第3項による通知を受けた空き家等の所有者等をいう。
- (5) 利用登録者 定住等を目的として大桑村空き家情報バンクの利用を希望し、第9条第2項の規定による通知を受けた者をいう。
- (6) 空き家バンク 大桑村内にある空き家に関する情報を登録し、利用登録者に対し情報提供を行う制度及び大桑村空き家情報バンクのことをいう。

### (適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンクを利用しない空き家等の取引を規制するものではない。

### (暴力団排除)

第4条 村長は、登録申込者又は利用登録者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当すると認めるときは、登録を行わず、又は登録を取り消すことができる。

2 村長は、前項の該当性を確認するため、必要に応じて長野県警察本部に照

会することができる。

(空き家等の登録申込み)

第5条 空き家バンクに空き家等に関する登録を行う所有者等は、空き家バンク登録申込書(様式第1号)及び空き家等登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、適切であると認めたときは空き家バンク登録台帳(様式第3号)(以下「空き家台帳」という。)に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家台帳へ登録しないものとする。

- (1) 当該空き家等が第2条第1号の条件を満たしていないもの
- (2) 当該空き家等の所有者等が、第2条第2号の条件を満たしていないもの
- (3) 当該空き家等に係る土地、家屋等の固定資産税に滞納があるもの
- (4) その他村長が空き家台帳への登録が適当でないと認めたもの

3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書(様式第4号)により当該所有者等に通知するものとする。

4 村長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンクによる活用が適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家台帳の登録事項変更の届出)

第6条 空き家等登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書(様式第5号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、村長に届け出なければならない。

(空き家等の登録の取消し)

第7条 村長は、当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から2年を経過したとき又は空き家バンク取消届出書(様式第6号)の提出があったときは、当該空き家台帳から登録を取り消すとともに、その旨を空き家バンク取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。ただし、登録から2年を経過したものについては、改めて登録申込を行うことにより、再登録することができるものとする。

2 村長は、第13条第2項の規定による交渉申込通知書の通知を受けた空き家等登録者又はその代理若しくは媒介を行う者が、次の各号のいずれかに該当

するときは、当該空き家台帳から登録を取り消すことができる。この場合において、村長は、その旨を空き家バンク取消通知書により当該所有者等に通知するものとする。

(1) 当該通知を受けた日から2週間を経過してもなお、正当な理由なく利用希望者に回答しないとき。

(2) 前号に定めるもののほか、交渉に関し不誠実な行為があると認められるとき。

(空き家等の利用申請要件)

第8条 空き家等の情報を受け、これを利用しよう并希望する者は、その利用において次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

(1) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在しようとする者で、地域の活性化に寄与できるもの

(2) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在しようとする者で、大桑村の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調（地域組織加入）して生活できるもの

(3) その他村長が適当と認めたもの

(利用を希望する者の登録)

第9条 空き家バンクの利用を希望する者は、空き家等利用者登録申込書（様式第8号）により、村長に申し込むものとする。

2 村長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家等利用者登録台帳（様式第9号）（以下「利用者台帳」という。）に登録し、空き家等利用者登録完了通知書（様式第10号）により利用希望者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者台帳に登録しないものとする。

(1) 前年度において市町村税に滞納があるもの

(2) 自身は村に拠点を置かずゲストハウスや民泊、賃貸物件として活用することが目的のもの

(3) 不動産事業を営む事業者又は個人及びそれに類するもの

(4) その他村長が利用者台帳への登録が適当でないと認めたもの

(利用者台帳の登録事項変更の届出)

第10条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者は、当該登録

事項に変更があったときは、空き家等利用者登録変更届出書（様式第11号）を村長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の取消し）

第11条 村長は、利用登録者が次のいずれかに該当するときは、当該利用登録者を利用者台帳から取り消すとともに、空き家等利用者登録取消通知書（様式第12号）を通知するものとする。

- (1) 第8条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は優良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録者から空き家等利用者登録取消届出書（様式第13号）の提出があったとき。
- (5) 利用登録から5年を経過したとき。
- (6) その他村長が適当でないと認めたとき。

2 前項第5号に該当する者は改めて登録申込みをおこなうことにより、再登録又は登録期間の延長を行うことができる。ただし、再登録及び期間延長による延長期間は2年間とする。

（情報提供）

第12条 村長は、必要に応じて空き家登録者及び利用登録者に対して、空き家台帳及び利用者台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

（交渉の申込み及び通知）

第13条 空き家バンクに登録された空き家等の購入又は貸借について交渉を希望する利用登録者は、交渉申込書（様式第14号）及び誓約書（様式第15号）に希望物件の番号（第5条の規定により登録された登録番号をいう。）、その他必要な事項を記入し、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により申込書が提出されたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交渉申込通知書（様式第16号）により空き家登録者に通知するものとする。この場合において、当該空き家等登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対して同様に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた空き家等登録者又は空き家等登録者の代理若しくは媒

介を行う者は、遅滞なく当該利用希望者に回答し、交渉を開始するとともに、村長へ交渉結果を報告するものとする。

（空き家等登録者と利用登録者の交渉等）

第14条 村長は、空き家等登録者と利用登録者が行う空き家等の売却、賃貸借に関する交渉及び契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（押印の省略及び本人確認）

第15条 この告示の規定により村長に提出する申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）については、押印を省略することができる。

ただし、誓約書については、この限りでない。

2 前項の規定により押印を省略する場合は、本人確認の措置として、申請書等について次の各号のいずれかによらなければならない。

（1）申請者本人が申請書等に自署すること。

（2）運転免許証その他の本人であることを確認できる書類の写しを添付すること。

3 前項の規定は、書面による提出のほか、村長が別に定める電子情報処理組織（電子申請システム）を使用して提出する場合について準用する。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。